



国・鳥取県・米子市の給付金・助成金・各種事業・今後の事業展開に関する補助金のご紹介

各施策の申請の切や最新の情報は所管窓口や各HPでご確認ください。米子商工会議所ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」等にて施策情報等について随時掲載しています。

1. 補助金

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口	制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口																									
鳥取県産業成長 応援事業 <small>締切は公募期間によって異なります</small>	<p>【小規模事業者挑戦ステージ】 業種を超えた新規事業参入や、デジタル技術を活用した販路開拓 ※新たな取組により付加価値額、経常利益、売上高のいずれかが増加する計画。 ※自社にとって新しい取組み。 ※従業員数20名以下(非正規を含む)の小規模事業者が対象。</p> <p>【生産性向上挑戦ステージ】 設備投資・システム導入などにより製造(作業)時間を短縮する生産性向上の取組み ※サービス開発・試作品開発・プロセス改善等により生産性向上を図る計画であること。 ※国の経営力向上計画の認定を受けた事業者が対象です。 ※取組内容は革新的であったり新しい取組であることは問いません。</p>	<p>【小規模事業者挑戦ステージ】 200万円(補助率1/2)</p> <p>【生産性向上挑戦ステージ】 500万円(補助率1/2)</p>		新型コロナウイルス感染予防対策 推進補助金 申請締切 R5年1月31日	<p>新型コロナウイルス感染予防対策の物品・設備の購入経費を補助します。</p> <p>【対象事業者】 鳥取県内において、感染予防対策を実施し、以下に該当する店舗を営業する法人もしくは個人事業主「ア.飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場 イ.複数の県民が利用する施設(従業員のみが利用する事業所を含む。)</p> <p>【補助上限額】 20万円 ※複数の店舗において対策を講じる場合、店舗数に応じて補助</p> <p>【補助率】 1/2 【対象事業】 ※対象経費の具体例(令和4年4月1日以降の購入に限る)</p> <p>○基本的な感染予防…手洗い場設置、アルコールディスペンサーの購入設置、フロアマーカ等利用者への掲示物の購入または作成委託</p> <p>○飛沫感染防止…仕切り用アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション設置等、フィジカルディスタンス確保の為にレイアウト変更等の店舗内改修</p> <p>○接触防止…共有設備の非接触化(手洗い場の自動水栓化等)、共有物品の追加購入(カラオケ店のマイク等)、ノータッチディスペンサー、非接触温度計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末</p> <p>○換気機能向上…換気設備設置・改修(給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む)、換気用窓や網戸の取付、扇風機・サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器等の購入</p> <p>※提出書類、手続きの流れについては、鳥取県HPをご確認ください。</p>	<p>20万円 (補助率1/2)</p> <p>※複数の店舗において対策を講じる場合、店舗数に応じて補助</p>	<p>鳥取県生活環境部 くらしの安心推進課 0857-26-7159</p> <p></p> <p>鳥取県HP</p>																									
<p>使いやすい くなりました！</p> <p>小規模事業者 持続化補助金 <small>締切は公募期間によって異なります</small></p>	<p>小規模事業者(常時使用する従業員数が「商業・サービス業 宿泊業、娯楽業を除く」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者)等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援</p> <p>補助対象:チラシ作成、広告掲載、店舗改装など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">通常枠</th> <th colspan="4">特別枠</th> <th rowspan="2">インボイス枠</th> </tr> <tr> <th>成長・分配強化枠</th> <th>新陳代謝枠</th> <th colspan="2">インボイス枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3</td> <td>2/3 ※2(赤字事業者は3/4)</td> <td>2/3</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>50万円</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特別枠:令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充 ■賃金引上げ枠:事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者 また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。 ■卒業枠:常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する事業者 ■後継者支援枠:将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者 ■創業枠:産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者 ■インボイス枠:2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者</p>	類型	通常枠	特別枠				インボイス枠	成長・分配強化枠	新陳代謝枠	インボイス枠		補助率	2/3	2/3 ※2(赤字事業者は3/4)	2/3				補助上限	50万円	200万円	100万円				<p>補助額: 上限 50~200万円 補助率: 2/3 ※2 ※特別枠の成長・分配強化枠(賃金引上げ枠)で赤字事業者は3/4</p>	<p>米子商工会議所 企業支援課 0859-22-5131</p>	鳥取県テレワーク等 導入企業支援 補助金 随時募集	<p>テレワーク等の活用を促し、新型コロナウイルス感染症対策や災害時等に備えるための非接触型勤務を推進することを目的とした補助金です。</p> <p>【補助対象者】県内に事務所を有する中小企業者 【補助対象事業】 <通常コース>テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を持つ県内中小企業者が、テレワーク等の導入に向けて専門家の伴走支援を受けながら実施する次の事業 ・開発・導入するテレワーク等のシステムの決定及び開発委託(システム開発・改良)・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修) ※専門家による伴走支援の内容は、募集要領をご確認ください。 <早期導入支援コース>早期にテレワーク等を試行導入する次の事業 ・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修)※専門家による伴走支援は不要 ※機械・設備類の導入・購入経費は対象外</p>	<p><通常コース> 50万円 (補助率1/2)</p> <p><早期導入支援コース> 20万円 (補助率1/3)</p>	<p>鳥取県商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革 支援センター 0857-26-7647</p> <p></p>
類型	通常枠			特別枠					インボイス枠																							
		成長・分配強化枠	新陳代謝枠	インボイス枠																												
補助率	2/3	2/3 ※2(赤字事業者は3/4)	2/3																													
補助上限	50万円	200万円	100万円																													
事業再構築 補助金 締切は公募期間によって異なります				<p>売上減少要件等を満たし、事業再構築指針(新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編)に沿った事業計画に対する補助。</p> <p>全く異なる業種や思い切った大胆な事業の再構築で、事業拡大につながる相応規模の投資を行う取組を支援。詳細は事業再構築補助金ホームページをご確認ください。</p>	<p>100万円~1億円 (補助率1/2~3/4) ※事業類型(通常枠・大規模賃金引上げ枠・卒業枠・グローバルV字回復枠・緊急事態宣言枠・最低賃金枠)と企業規模によって異なります。</p>	<p>事業再構築補助金 コールセンター 【ナビダイヤル】 0570-012-088 【IP電話用】 03-4216-4080</p>																										

国及び鳥取県の資金繰り支援策のご紹介

特設ページ



新型コロナウイルス感染症に関する新しい支援情報等については米子商工会議所ウェブサイトの特設ページに随時掲載いたします。

【問い合わせ先】 米子商工会議所 企業支援課 TEL(0859)22-5131

1. 期日一括返済融資

制度名	限度額	金利	返済期間	問合せ窓口
経営安定事業継続支援資金 ※詳細についてはお問い合わせ下さい	限度額: 3,000万円以内	金利:1.80%	融資期間:5年以内 返済方法:期日一括返済	各金融機関

2. 無利子・無担保融資(無利子となる融資期間には上限があります)

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度あり)	国民生活事業別枠8,000万円 中小企業事業別枠6億円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金20年以内(うち据置5年以内) 設備資金20年以内(うち据置5年以内)	日本政策金融公庫 [平日] TEL 0120-154-505 [土日] (国民生活事業) TEL 0120-112476 (中小企業事業) TEL 0120-327790
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください		商工組合中央金庫 相談窓口 TEL 0120-542-711
新型コロナウイルス感染症特別貸付(商工中金)(特別利子補給制度あり)	元高 20億円以内 残高 6億円以内	※元高とは貸出額の累計。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。 商工中金所定の利率 詳しくはお問い合わせください		

3. 金利▲0.9%引下げ融資

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウィルス対策マル経融資	別枠 1,000万円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金10年以内(うち据置3年以内) 設備資金10年以内(うち据置4年以内)	米子商工会議所 企業支援課 TEL 0859-22-5131
衛生環境激変対策特別貸付	別枠 1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金15年以内(うち据置3年以内)	日本政策金融公庫 [平日] TEL 0120-154-505 [土日] (国民生活事業) TEL 0120-112476 (中小企業事業) TEL 0120-327790

申請期限延長

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業について

日本政策金融公庫(日本公庫)、沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務(危機対応融資)」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にわたる利子相当額を一括して助成することにより、実質的な無利子化を実現するものです。助成対象に該当するかどうかや申請方法については本事業のウェブページまたは下記お問い合わせ先にてご確認ください。

【申請受付期限】 2023年2月28日
【お問い合わせ】 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060515
【ウェブページ】 <https://tokubetsu-riho.jp/>

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口
賃金アップ環境整備応援補助金 申請締切 令和4年12月28日迄	<p>長期化する物価高騰等で労働者の生活不安が増す中、地域経済の底上げと労働者の生活の安定、事業者にとっては雇用維持・定着や人手・人材不足解消を図るため、一定の賃金アップを行うための生産性向上や業務改善等の前向きな取組を行う事業に対して補助。</p> <p>【補助対象者】 次のすべての要件を満たす事業者。 (1)賃金引上げ計画を策定する者 (2)次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方(個人事業主や福祉法人等も対象です) 事業場内最低賃金が885円以上1,000円以下(※)であること 申請する事業場に所属する労働者が100人以下であること <p>【補助対象事業】 最低賃金引上げ計画を策定の上、生産性向上、労働能率の増進等にかかる取組を実施し、所定の人数の賃金アップを実現した場合、設備投資等の取組に要した費用を補助。</p> <p>※事業完了:令和5年2月17日(金) 実績報告:令和5年3月3日(金)</p> <p>詳しくは次のURLをご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/307624.htm</p>	300万円(補助率2/3) ※補助対象経費に3分の2を乗じた額または別に定める事業場内最低賃金の引上げ額及び労働者数に応じて定められる上限額のいずれか低い額	鳥取県 雇用人材局 雇用政策課 0857-26-7890

2. 雇用関係の助成金

制度名	対象及び給付額	問合せ
雇用調整助成金	<p>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成。 ※令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置について(予定) 助成内容は令和4年12月以降、通常制度となりますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置が設けられます。経過措置の対象範囲に該当する場合の令和4年12月1日から令和5年3月31日までの助成内容等につきましては、右記までお問い合わせください。</p>	雇用調整助成金 コールセンター 0120-603-999
新型コロナウイルス雇用安定支援金	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響による事業活動の縮小等に伴い5人以上29人以下の離職者を発生させる企業(送出企業)の離職者の早期就職を支援するため、当該離職者を正規雇用した企業に対して支援金を支給します。 【申請事業主の要件】 ※次の1から6のいずれにも該当する事業主</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇用保険の適用事業の事業主 対象労働者をハローワーク等の紹介により県内に所在する事業所で新たに正規雇用者として雇い入れた事業主 対象労働者を雇入れの日から起算して3月以上継続して雇用している事業主 送出企業の親会社等に該当しない事業主 送出企業において事業再編等が実施される場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主 <p>※「ハローワーク等」とは、ハローワーク(公共職業安定所)、鳥取県立ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センターまたはその他の職業紹介事業者のこと。 ※「正規雇用」とは、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であるもの。 【対象労働者の要件】 ※次の1から3のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 送出企業を事業主都合により離職した者であって、ハローワーク等に求職者登録した者 送出企業を離職した日から令和4年3月31日又は送出企業を離職した日の翌日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までに申請事業主に正規雇用された県内在住者 送出企業を離職後に、申請事業主以外に正規雇用されていない者 <p>【助成金額】 ・離職者を5人以上29人以下発生させる企業から離職した者を正規雇用した場合、1人あたり30万円 ※支援金の申請は、3ヵ月雇用後の実績により申請</p>	鳥取県立 鳥取ハローワーク 0857-51-0501